様式１

| 整理番号 | 健康－法申－83 |
|---|---|

## 申請に対する処分個別票

| | |
|---|---|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 健康局健康推進部生活衛生課<br>(06-6208-9981) |
| 処分課（担当）名 | 大阪市保健所環境衛生監視課 |
| 処分の名称 | 浄化槽清掃業の許可 |
| 概　要 | 浄化槽法では、浄化槽の清掃が公衆衛生に与える影響が大きいことから、浄化槽清掃業を一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してだけその禁止を解除しています。浄化槽清掃業を行うためには、施設面及び人的能力面において基準が定められています。また、浄化槽清掃業を行うためには実際に営業を行う区域を管轄する市町村長から許可を受けなければなりません。 |
| 根拠法令等<br>及び条項 | 浄化槽法第３５条第１項<br>浄化槽法第３６条<br>浄化槽法施行規則第１１条<br>浄化槽清掃業事務取扱（健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所環境衛生監視課窓口に設置） |
| 審査基準 | ・申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可しません。<br>一　その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令（別添　参考資料参照）で定める技術上の基準に適合するものであること。<br>二　清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。<br>イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ　第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者<br>ハ　浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの<br>ニ　第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者<br>ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者<br>ヘ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項 若しくは第六項の規定、第七条の二第一項の規定若しくは同法第十六条 の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第七条の三 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ト　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者<br>チ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項 又は第六項 の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第七条の四 の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの<br>リ　浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの<br>ヌ　法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの<br><br>・申請者が大阪市内に営業所を有していること<br>・申請者が自ら許可業務を実施すること |
| 標準処理期間 | 処分期間　　２３日間（ただし、閉庁日は除く） |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 大阪市保健所環境衛生監視課 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 浄化槽清掃業許可申請書、添付書類各２部及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。 |
| 手数料 | １０，０００円 |
| 相談窓口 | 大阪市保健所環境衛生監視課 |
| ホームページ | |
| 備　考 | |